

給水停止についてのQ & A

Q 水道料金を滞納すると、どうなるの？

A 納付期限内に水道料金のお支払いがない場合、「催告納付書」をお送りします。それでもお支払いいただけない場合は、「給水停止の執行について」のお知らせを担当者が個別訪問し直接お渡し又は投函します。「給水停止の執行について」のお知らせに記載されている納入期限を過ぎてもお支払いがない場合は、やむを得ず給水停止を行うこととなります。

いったん給水停止になると、原則として滞納料金を全額お支払いいただかない限り、給水停止を解除することが出来ません。給水停止はお客様の生活に大きな影響を及ぼしますので、水道料金は、必ず納付期限内にお支払いください。

Q なぜ、水道料金を支払わないと水道水を止めるの？

A 水道事業は、お客様から納付された水道料金で運営されています。再三にわたる請求にもかかわらず水道料金をお支払いいただけないお客様につきましては、その後の徴収にかかる経費が新たに発生し、水道料金を適正にお支払いいただいているお客様に多大なご迷惑をおかけすることとなります。

水道料金のお支払いについては、お客様全体の公平性を確保するため、水道料金をお支払いいただけないお客様に対しては、民法第533条（同時履行の抗弁権）水道法第15条第3項、流山市水道事業給水条例第36条の規定に基づき、やむを得ず給水停止させていただくこととしています。

Q どのくらい未納があると、給水停止になるの？

A 納付期限から2か月以上お支払いがない場合、「給水停止の執行について」のお知らせを、個別訪問にて直接お渡し又は投函させていただきます。その「給水停止の執行について」のお知らせに記載の納入期限までにお支払いいただけない場合は、その後1週間程度で給水停止することとなります。

Q 「給水停止の執行について」のお知らせで水道料金を支払えますか？

A 「給水停止の執行について」のお知らせでは、水道料金をお支払いいただくことが出来ませんので、直接水道局お客様センターにお越しいただきお支払いください。また、お越しになれないお客様は、水道局お客様センターまでご連絡のうえお支払い方法等についてご相談ください。

なお、給水停止前に滞納料金の納付相談をいただいたお客様で、滞納料金の半額以上をお支払いいただき、納入に関して責任を負える方が納入誓約書により誓約していただいた場合に限り、残額を分割でお支払いいただける相談を承っています。

Q 水道が止められているのですが、月末に支払うので使えるようにしてもらえますか？

A 原則として滞納料金を全額お支払いいただかない限り、給水停止を解除することが出来ません。水道局お客様センターまでご連絡のうえ窓口にお越しいただき、今後のお支払い計画等についてご相談ください。